

行政視察 木村 久雄 議員

日時：平成29年10月23日(月)～10月25日(水)

場所：兵庫県相生市、奈良県平群町

区間	交通手段		鉄道賃		特急急行	飛行機	その他	計
			キロ	金額				
佐野駅～相生駅	鉄道	往	772.2	10,800	5,810			16,610
相生駅～相生市役所前	バス	往復	4.4				380	380
相生駅～平群駅	鉄道	往	141.4	2,380				2,380
平群駅～佐野駅	鉄道	復	701.2	10,360	5,390			15,750
								0
								0
								0
								0
計				23,540	11,200	0	380	35,120

宿泊料@16,500×2泊 33,000 円

交通費 35,120 円

(うち航空運賃 0 円)

計 68,120 円

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により算出した金額である。

議事課庶務係長 関口 一也



佐野市議会公明党議員会様

手づくりの店みかわや

栃木県佐野市伊賀町85
電話0283-22-1158
FAX0283-22-6750

毎度ありがとうございます

2017年10月16日 14:56
行政視導 牛土産代 0005

部門03 (相野市 平群町) ¥1,500
部門03 ¥1,500

内税対象計 ¥3,000
内税 8.0% ¥222

合計 ¥3,000
お預り ¥10,000
お釣 ¥7,000

領収書

毎度ありがとうございます

佐野市議会公明党議員会様

[証紙切手引受]
ゆうパック 80サイズ
663246310624 〒636-8585 ¥1,070

割引 (内訳) 持込 -¥120
①120 -¥120

小計 ¥950

郵便物引受合計通数 0通
ゆうパック引受合計個数 1個
課税計 ¥950
(内消費税等 ¥70)
非課税計 ¥0

△計 ¥950
お預り金額 ¥1,000
おつり ¥50

3950 ÷ 4人 = 987.5

◎ 大切なお荷物を、しっかりと丁寧にお届けします。

同一あて先割引用
お問い合わせ番号

ゆうパック

(ゆうパック専用)
集荷お申込み先(携帯電話も可能)
0800-0800-111(無料)
郵便番号入力により集荷郵便用におつなぎします。

お問い合わせ先
0800-0800-222(無料)
(携帯電話ご利用のお客様)
0570-0800-22

配達状況お問い合わせ
http://www.post.japanpost.jp

~同一あて先割引~

次回同じ住所へ送る場合、この「ご依頼主姓」をお持ちください。一定の条件で割引を割引させていただきます。有効期間は1年間です。

この「ご依頼主姓」は、お問い合わせや損害賠償の請求の際に必要です。大切に保存してください。

損害賠償の限度額は原則として30万円です。

更に補償が必要な場合はセキュリティパックをご利用ください。

危険品・危険物・現金のお取扱いはできません。

その他お取扱いはゆうパック約款によります。

取扱所

担当

TO 郵便番号 636-8585

おとこ 奈良県王麁郡平群町

吉新 1-1-1

平群町議会事務局

おなまえ 高橋 様

CND 0745(45)0012

FROM 郵便番号 327-8754

おとこ 栃木県佐野市伊賀町

おなまえ 佐野市議会公明党議員会
菅原 達 様

CND 090(785)6140

お届け通知

必要・不要

お問い合わせ番号

6632-4631-0624

配達希望日 9年10月20日
受付日 9年10月20日
配達予定日 10月21日

配達希望時間帯
午前中 12時~14時 14時~16時 16時~18時 18時~20時 20時~21時

品名 お菓子 (おせんべい)

裏面をご確認ください。品名は必ず正確に記載してください。

(われもの) (安まもの) (ビン類) (湯さま類) (積み重ね)

受付店 (特選) (集荷) (戻二)

サイズ (60) (80) (100) (120) (140) (160) (170)

運賃・料金 950円

郵便番号 636-8585

2 6 6 3 2 4 6 3 1 0 6 2 4 2



携帯電話からQRコードもご利用いただけます。

この送り状ではコンスタントで印刷口として差し出すことはできません。

交通事情等により配達に遅延する場合があります。

佐野市 29.10.20 8-12

左記の金額を正に徴収しました。有印をもって戻金にかかるとなります。

JP 郵便局

太枠内を強くお書きください。電話番号・郵便番号をお忘れなく!

行政視察 木村 久雄 議員

日時：平成29年11月15日(水)

場所：群馬県富岡市

区間	交通手段		鉄道賃		特急急行	飛行機	その他	計
			キロ	金額				
佐野駅～上州富岡駅	鉄道	往復	170.6	3,860				3,860
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
計				3,860	0	0	0	3,860

宿泊料@16,500×0泊	0 円
交通費	3,860 円
(うち航空運賃)	0 円)
計	3,860 円

上記の金額は、佐野市職員等の旅費に関する条例及び佐野市職員等の旅費支給規則により算出した金額である。

議事課庶務係長 関口 一也 (関)

佐野市議会公明党議員会 様

手づくりの店みかわや

栃木県佐野市伊賀町85

電話0283-22-1158

FAX0283-22-6750

毎度ありがとうございます

2017年11月14日 16:55

1/5 富岡市視察土産

部門01 ¥1,700

内税対象計 ¥1,700

内税 8.0% ¥126

現金 ¥1,700

1700÷2人=850円

※金額や発行元などが、枠内に収まるよう、また重ならないように添付してください。

平成30年 1月15日

佐野市議会議長 井川克彦様

公明党議員会行政視察報告書

- 1、期 日 平成29年10月23日(月)～10月25日(水)
- 2、視察地及び視察事項
 - (1) 兵庫県相生市
「子育て応援施策 11の鍵」について
 - (2) 奈良県平群町
「被災者支援システム」について
- 3、派遣議員 若田部 治彦、本郷 淳一、菅原 達、木村 久雄
- 4、視察概要 別紙のとおり

相生市視察概要

(1) 兵庫県相生市 (平成 29 年 10 月 23 日)

相生市の概要

- ①人口 国勢調査 平成 27 年 10 月 1 日 30, 129 人
現在 平成 29 年 4 月 1 日 30, 209 人
- ②世帯数 国勢調査 平成 27 年 10 月 1 日 12, 153 世帯
現在 平成 29 年 4 月 1 日 13, 403 世帯
- ③面積 90, 40 Km²
- ④議員定数 14 人
- ⑤政務活動費 議員 1 人月額 12, 000 円

視察概要 「子育て応援施策 11 の鍵」について

内容

1、子育て応援施策「11 の鍵」について

(1) 子育て応援都市宣言に至るまで

国の三位一体の改革の影響により、市の財政状況が危機的状況となる見込みとなり、平成 17 年 3 月「相生市財政 SOS 宣言」を行い、「第 1 期相生市行財政健全化計画 (平成 18 ~ 22 年度) を策定し、平成 18 年 4 月よりスタート <第 1 期行財政健全化の取り組み> の内容

- ①市民への受益者負担
- ②投資的経費事業の見直し
- ③繰上償還等による市債残高の削減
- ④職員数、人件費の削減
- ⑤下水管理センター、図書館業務などの民間委託
- ⑥財政調整基金積立金の増加

以上の取り組みにより、平成 17 年度当初予算総額をベースに平成 22 年度当初予算額を約 20% 削減、その効果額は、27 億 6 千万円となり第 1 期計画目標は達成、その中で、将来の人口減少が最重要課題として、15 歳未満の年少人口が減少することが浮き彫りになり、年少人口の減少は将来の相生市の人口に大きく影響することから、この課題を解決するために、活力向上をめざす「第 2 期行財政健全化計画 (平成 23 ~ 27 年度) をスタート

「第 2 期行財政健全化計画」では、地域活力向上をするために、選択と集中による投資で、以下の対策を行う。

- ①人口減少対策 (転出抑制と転入促進による人口の社会減対策)
- ②教育・子育て・少子化対策 (教育環境や子育ての充実)
- ③産業の活性化対策 (企業誘致や市内の経済の活性化)

これらを推進するために積極的なPRを展開、その具体的な施策として、子育て応援施策「11の鍵」を実施する。

(2) 子育て応援都市宣言

相生市の目指す方向として、行政資源の均一配分（あれもこれも）から脱却し、行政改革による効果的・効率的な行政経営に取り組み「選択と集中」により、自主的・自立的な地域経営をめざす。

その姿勢を示すために子育て応援都市宣言を行い、子育て世代をターゲットに子育て・教育支援、定住促進への取り組みを実施し、目標であった「出生数を維持・社会増減数の減少幅が約半分し」概ね目標を達成する。

相生市子育て応援都市宣言（平成23年4月1日）

子どもは次代を担うかけがいのない存在であり、子どもたちが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、わたしたちの願いです。

子どもを産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てることは、わたしたちの使命です。わたしたち相生市民は、子供の笑顔があふれ、子育てに喜びを実感できるよう、家庭、地域、学校、行政みんなが手を携え、地域全体で子育てを支えるまちを目指し、ここに「子育て応援都市」を宣言します。

(3) 11の定住促進関連事業

11の定住促進関連事業を「11の鍵」として市内外へのPRを展開

- ①市内の民間賃貸住宅に新たに入居する、結婚3年以内で、夫婦のどちらかが40歳未満の新婚世帯に、月額1万円の家賃補助を3ヵ年行う「新婚世帯家賃補助交付事業」
- ②市内に住宅を新築または購入した40歳未満の世帯に50万円を、市外からの転入者で住宅を新築または購入された世帯に年齢制限なしで30万円を5年に分けて助成をする「定住者住宅取得奨励金交付事業」
- ③市内に出産できる産婦人科がないために課題解消と妊婦の負担軽減として、妊婦が医療機関や外出の際に利用できるタクシーの助成券1万円分（500円×20枚）を贈る「マタニティータクシークーポン事業」
- ④市内に産婦人科（分娩施設）がないので、通院等での労力・交通費軽減のために出産時にお祝いとして5万円を贈る「出産祝金支給事業」
- ⑤県事業である小学4年から中学3年までの入院医療費の無料化に加え、市単独事業として通院医療費の自己負担を助成し、無料化を図る。「こども医療費助成事業」
- ⑥子供が生まれた親に対し、0～2歳まで有料の子育て支援サービス（保育所一時預かり・延長保育、ファミリーサポート、任意の予防接種）に利用できる

子育て応援券2万円分を贈る。「子育て応援券交付事業」

⑦私立幼稚園、保育所・認定こども園に月額8千円を限度に補助する。「保育料軽減事業」

⑧4歳、5歳児を対象に通常保育終了後4時30分まで、月額5千円で預かり保育を実施する。「市立幼稚園預かり保育事業」

⑨6園の市立幼稚園、7校の小学校、3校の中学校で栄養の取れた給食の提供と給食費の無料化をする。「給食費無料化事業」

⑩児童の安全な放課後の居場所づくり、自学自習力と基礎学力の向上を目的に、地域の方々や教員OBの協力のもと、小学校5、6年生を対象に週1回の国語・算数の学習塾、月2回程度の英語・珠算の教室を無料で実施する。「相生っ子学び塾事業」

⑪幼児期から中学校卒業まで、段階に応じた英語教育のため、総合的なプログラムを実施する。「ワンピース・イングリッシュ事業」

(4)「11の鍵」実施後の市民の声

①幼稚園から配膳や食べ方の教育をしてもらえありがたい

②同世代の子供と給食を食べることで好き嫌いがなくなりました。

③子供が小さいときは体調を壊しやすく、不安になることも多いので、医療費の助成があり、安心して病院に行けます。

④給食無料化は、地元の食材を多く使い、栄養のバランスも考えられた給食で、絶対続けてください。

所感

1、定住・子育て支援事業「11の鍵」の中には、本市で行っていたものもあったが、いくつかの事業を組み合わせることで定住促進を促すことが出来ることを認識した。やはり子育て事業の充実が少子化対策に必要不可欠である。

2、本事業に関しては、本市と同様子供は宝である。その宝を大切にするという考え方を元に推進した。特に市長の肝いりで始めたことで定住が促進され、人口減に歯どめがかかったことがわかった。このことから単独計画でなく、総合計画等の位置づけで進める必要性を感じた。

3、人口減少・少子化対策は待ったなしのものである。今回学んだことを活かして、人口増にむけて子育て環境の充実に努めて行きたい。

4、委託により新しい街・古い街を題材に、プロモーション動画を制作し相生市を内外へアピールしていた。本市としてもプロモーション動画制作を推進して行きたい。

平群町視察概要

1. 日 程 平成 29 年 10 月 24 日
2. 視察場所 奈良県平群町（平群町役場、中央公民館避難所）
3. 目 的 災害対策基本法第 90 条の 3 において、災害が発生した際の被災者の救援を総合的かつ効果的に実施する為の基礎となる台帳、いわゆる「被災者台帳」の作成が市町村長に認められたが、その作成は必ずしも進んでいないのが現状である。

『被災者支援システム』は、平成 7 年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開・提供され、「被災者台帳」の作成等に寄与するものである。

今回は、その『被災者支援システム』を先進的に採り入れている平群町の取り組みを視察し、本市の同システム導入への後押しと出来るよう学ばせていただく。

4. 内 容

(1) 避難行動要支援者管理システムについて

- ① 前述の、災害対策基本法の平成 25 年改正により、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられたが、全国で 6 割しか整備されていない。しかも、その中の約半数は 1 年に 1 回の更新で、確実な救援活動を行うには、データは最新である必要がある。
- ② 10 月末に「被災者支援システム」の Ver が 8.0 になり、標準フォーマット対応となる。
※標準フォーマットとは、全国殆どの自治体の住民情報システムが対応しているもの。
- ③ 今後、標準フォーマットでデータを出してもらえれば、「被災者支援システム」でも、「避難行動要支援者管理システム」でも、そのまま受け入れられようになる。
- ④ TKC と日立情報は既に開始完了なので、この 2 社を使う限りは数ヶ月後には「被災者支援システム」と無料でデータのやり取りができるようになる。
- ⑤ 避難行動要支援者の要件として設けているのは、a) 75 歳以上の独居老人 b) 75 歳以上だけの高齢世帯 c) 要介護度が 4 級の世帯 d) 要介護度が 5 の世帯 e) 精神障害 1 級の障がい者手帳を持っている世帯 f) 身体障害 1 級の障がい者手帳を持っている世帯 g) 療育手帳を持っている世帯 の 7 つの要件。
- ⑥ 「被災者支援システム」を導入する際は、「避難行動要支援者管理システム」も合わせて導入すべき。（「被災者支援システム」は災害時のみ有効で、「避難行動要支援者管理システム」は平常時から使用する）

(2) 質問事項と回答

Q) システム導入に係る関係部門との調整

A) 平成 21 年の導入時点では被災者台帳作成の法的根拠が無かったが、平成 25 年改正の災害対策基本法第 90 条の 3 で被災者台帳の作成及び作成の為の個人情報の目的外利用が明文化され、調整不要となっている。

Q) システム導入・運用に必要な技術や知識について

A) 「被災者支援システム」は、ハードウェア以外は無償で導入できるよう、Linux (リナックス) を採用している。

Q) 「被災者支援システム」用データの自動抽出について (平常時の準備)

A) 災害発生時に、住基システムから必要な住民情報を抽出し「被災者支援システム」にセットするには、電算担当の専門職員が必要で難しいし、住基システムがクラウド化されていると、通信が遮断された段階で、住民情報の抽出は出来なくなる。

A) また、避難行動要支援者データも、自動で毎日連携できる仕掛けを西宮市にお願いして先月できたので、一番新しい「避難行動要支援者管理システム」では、データの自動連携が可能となっている。

Q) 運用の難しさについて

A) システムは導入するだけでは意味が無く、いかに運用するかが大事。

実際、熊本県南阿蘇村の災害の際に、災害発生の翌日には「被災者支援システム」が立ち上がったが、職員がその機能を理解しておらずに、せっかくシステムが立ち上がったにも関わらず機能せず、罹災証明が発行されたのは、1ヶ月後である。

Q) システムのバックアップについて

A) 「被災者支援システム」については、そのもののバックアップは持っていない。平群町は、西と東に山があり、通信経路が南北にしか持てないので、激甚災害の際には通信が遮断する事が想定され、一般的に理想とされるクラウドにデータを預ける事が出来ない。そのため、データ自体を庁舎内に持ち、且つ、システムは庁舎内の一番安全な場所に置き、「被災者支援システム」は強靱なラックに収納し、それだけがあればシステムが使えるようにし、それ自体がバックアップであると考えている。

Q) 職員研修の実施について (平常時の準備)

A) 「被災者支援システム」は、災害発生時には職員が全員使用するシステムであり、平常時は次のような状態になると思われる。

- ・防災担当以外は「被災者支援システム」の存在を知らない

- ・システム導入が目的になり、導入後に放置される

- ・誰が使うのか？何に使えるのか？を知らないなので、いざという時に使えない

⇒これらの対策として、職員研修を実施するしかない。

(職員に地域防災計画を再確認と同時に「被災者支援システム」の機能を説明)

Q) 情報漏えい対策について

A) 「被災者支援システム」は、「避難行動要支援者管理システム」と連携することにより、障がい者手帳や要介護度など高度な個人情報と連携するだけでなく、

ver6.00以降はマイナンバーとの連携も可能になっているので、以下の情報漏えい対策がとられている。

- ・利用者ごとに権限を設定できる（不要な情報にアクセスできない）
- ・住基情報と連携するため、個人情報利用事務系ネットワーク上に置かれる
- ・サーバーそのものにアクセスするには、ID/PWが必要
- ・災害発生時には、防災担当者が「開始処理」をしなければシステムは利用できない

※平群町ではver8.00からマイナンバーに対応する

Q) 標準仕様によるデータ連携について

A) 自治体内には各種の情報システムがあり、異なるシステム間でデータを連携するには、出力側と入力側の書式が同じである必要があり、「被災者支援システム」においてもそれが障壁となり、システム導入の課題となっていた。⇒標準仕様で対応させる（ver8.00）

※【標準仕様とは】

一般社団法人全国地域情報化推進協会の定める「地域情報プラットフォーム」全国自治体の住基システムの大半が「地域情報プラットフォーム」準拠なので、佐野市のシステムがこれに対応していれば、順次、「被災者支援システム」へデータを出すことが可能になる。

(3) 防災かまどベンチについて

防災かまどベンチは、普段はベンチとして使用し、災害発生時にはかまどとして使用する物で、災害時の地域での食事の確保や、避難訓練の際に炊き出しを行う事で、地域の交流や防災意識の向上などに役に立つものである。

平成25年から「防災かまどベンチ実行委員会」を立ち上げ、5カ年計画で、災害時指定避難所などに13基を設置した。ベンチは、地域のボランティアによる手作りで製作し、材料費は、赤い羽根共同募金やJR西日本あんしん社会財団の助成、住民からの募金でまかなう。

防災かまどベンチ自体は、お金を出せば購入できる物だが、それを敢えて地域のボランティアによる手作りで取り組むことで、地域の住民の絆や連帯感を深めて、皆で協力して作ったという経験が災害時にも地域で助け合う心に繋がっていくとの思いをひとりひとり持たれて日々これを進めてきている。

5. 所管

- ① 「被災者支援システム」の必要性に加え、「避難行動要支援者管理システム」の果たす役割の大きさ、重要性を始めて知る事になりました。やはり、日常的な備えが大切であるとの認識を新たにしました次第です。
- ② 今回の視察を通し、これまで導入にネックとなっていた庁舎内のデータ連携については殆ど解決され、「被災者支援システム」導入の環境は整いつつある事が分かった。
- ③ あとは、それをいつ、誰が本気になってやろうとするかだけの問題である。一日も早く地域の安心・安全に貢献できるよう、システム導入を進めて参りたい。

以上

平成30年 1月15日

佐野市議会議長 井川克彦様

公明党議員会行政視察報告書

1、期 日 平成29年11月15日

2、視察地視察事項

(1) 群馬県富岡市

「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との
調和に関する条例」について

3、派遣議員 菅原 達、木村 久雄

4、視察概要 別紙のとおり

富岡市視察概要

(1) 群馬県富岡市

富岡市の概要

- ①面積 122.85km²
- ②人口 国勢調査 平成27年10月1日 49,746人
現在 平成28年10月1日 49,205人
- ③世帯数 国勢調査 平成27年10月1日 18,255世帯
現在 平成28年10月1日 18,398世帯
- ④議員定数 18名
- ⑤政務活動費 議員1人 年額10万円以下

視察概要 「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業
との調和に関する条例」について

内容

1、条例の制定の趣旨

太陽光発電設備の設置事業について、一定のルールの下、許可制とする制度を新設し、美しい自然環境および魅力ある景観の維持を図り、住民の生活環境の保全に寄与するために、条例を制定する。

条例内容

1. 目的について

自然環境、景観などと調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境および魅力ある景観の維持を図り、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2、太陽光発電設備を設置する場合に市長の許可が必要な区域 (保全地域)について

富岡市景観計画で定める景観計画区域(市全域)を保全地区とする

3、市長の許可が必要となる太陽光発電設備について

市内全域が許可対象エリアとなるが次のものは対象外に

(1) 建築物の屋根、屋上に設置するもの

(2) 事業区域が市の景観計画で定める特定景観計画区域以外の区域で、事業区域の土地の面積が300m²未満の事業

(富岡製糸場周辺特定景観計画区域内は、全ての事業が許可対象)

4、許可申請をする際の手続について

(1) 事業計画の案の届出と市との事前協議

(2) 近隣住民(地元行政区)への説明会の開催と協議

(3) 市への許可申請手続き

- (4) 太陽光発電設備設置審議会への諮問
- (5) 許可後の標識の設置
- (6) 工事着工時の着手届
- (7) 工事完了後の完成届

5、その他

- (1) 措置命令について
- (2) 事業者の氏名等の公表
- (3) 関係者への報告、資料提供の要請
- (4) 立入検査等の実施
- (5) 事業者、土地所有者等の周辺被害等防止のために必要な措置の要請

所感

平成23年3月に発生した東日本大震災での原発事故に伴い、電力をつくる方法として、太陽光などの再生可能エネルギー源の導入が国を挙げて普及推進されている。本市においても例外でなく進められている。しかし、環境・景観等に配慮された設置がなされず、近隣住民とのトラブルの原因となっている地域もあるのが現状である。そんな中、富岡市では、景観等に配慮した太陽光発電設備の設置にむけて条例を作り、地域住民に対し障害にならないようにしていることを考えると、本市においても景観・環境のみならず、防災の観点からも太陽光発電施設の設置に関しての基準が、必要ではないかと考える。